

令和3年度白鷹町再生可能エネルギー推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町は、住宅における再生可能エネルギー利用の普及を推進し、地球環境の保全に寄与するため、再生可能エネルギー設備を設置する者に対し、白鷹町補助金等の適正化に関する規則（昭和52年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

(1) 再生可能エネルギー設備 次の設備又は機器をいう。ただし、補助金の対象となる設備は、新たに設置するもの又は増設するものとし、未使用品であるもの。

イ 住宅用太陽光発電設備

ロ 木質バイオマス燃焼機器（ペレットストーブ及び薪ストーブ等）

(2) 住宅 白鷹町内において住居として使用される建物（新築を含み、店舗及び事業所等との併用も含む。集合住宅は含まない。）

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たし再生可能エネルギー設備を設置する者とする。

(1) 令和3年4月1日以降に対象システムを設置する者。

(2) 町内に住所を有し、かつ、自ら居住する住宅を有する（予定を含む。）個人であること。ただし、単身赴任等の事由により一時的に当該住宅に住所を有していないが、生計を一にする親族が当該住宅に住所を有する者も含む。

(3) 本人及び生計を一にする者の町税等（町民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金及び下水道使用料）を滞納していないこと。

(4) 山形県内に事業所又は営業所を置く施工業者が施工する工事であること。ただし、木質バイオマス燃焼機器の設置にあたっては、前号の設置者がその設置工事を自ら行うことを妨げない。

2 前項の規定は、令和2年4月1日以降に工事を着工し、令和3年2月1日以降に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第9条第3項の規定による認定の通知（以下、「再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知」という。）を受けた者にも適用する。

3 補助金の交付の申請をすることができる回数は、事業実施年度において1回を限度とする。

(補助金の額)

第4条 住宅用太陽光発電設備については、発電設備に取り付けられた太陽電池の最大出力の合計値（10キロワット未満を上限とする。）に1キロワットあたり2

万5千円を乗じて得た額とし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、10万円を上限とする。

- 2 木質バイオマス燃焼機器については、補助金の交付の対象となる経費に補助率(1/2)を乗じて得た額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、10万円を上限とする。

(交付申請)

第5条 規則第4条(住宅用太陽光発電設備に係る補助の場合は、規則第4条及び第13条)に規定する補助金等交付申請書(兼実績報告書)の提出期限は、令和4年3月25日(住宅用太陽光発電設備に係る補助の場合は、令和4年3月31日)とし、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅用太陽光発電設備に係る補助の場合は、再生可能エネルギー推進事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
 - (2) 木質バイオマス燃焼機器に係る補助の場合は、再生可能エネルギー推進事業費補助金交付申請書(様式第2号)並びに県の補助金交付申請書及び当該申請に係る添付書類の全部の写し
 - (3) その他町長が必要と認める書類
- (補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る審査を行い、補助金を交付すべきものと認めた場合は、補助金の交付決定を行い、再生可能エネルギー推進事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の除外要件)

第6条の2 町長は、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- (2) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるもの

(実績報告)

第7条 木質バイオマス燃焼機器に係る補助の場合、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、令和4年3月31日とし、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 再生可能エネルギー推進事業費補助金実績報告書(様式第4号)、県の事業実績書及び当該報告に係る添付書類の全部の写し(写真等を含む)及び県の補助金の交付決定がなされたことを証する書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 町長は、前条の報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金等の額を確定し、再生可能エネルギー推進事業費補助金の額の確定について(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、前条の規定による額の確定後交付するものとする。

(決定の取消し等)

第10条 町長は、第8条の規定による補助金の額の確定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手順により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他町長が補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(協力)

第11条 補助金の交付を受けた者は、町長から必要に応じて再生可能エネルギー設備に関する報告等の協力を求められたときは、これに協力するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。